

池田町農業振興協議会「中間答申」の概要

R4. 11. 21 池田町農業振興協議会

I 池田町の農業を取り巻く情勢

- 1 日本国内のコメ消費量の大幅減少 ← ①人口減少 ②コメ離れ(高齢者含む)
- 2 コメ価格の低迷 ← ①消費を超えた在庫量
- 3 米消費拡大の取り組みの本格化 ← ①飼料用米、加工米、輸出米、コメ加工品、米粉
- 4 肥料などの生産資材、燃料の高騰

II 池田町農業の課題

- 1 ほとんどが稲作中心の小規模生産者 ⇒ 農業者は赤字経営 ⇒ 法人経営の必要
- 2 現在の法人経営者が平均 72 歳等、高齢で耕作地を譲りたい ⇒ 担い手の確保急務
- 3 規模拡大の果樹や野菜を生産する意欲が低い、技術もない ⇒ 技術指導の必要
- 4 国・県の補助金で整備した社口原地区は、耕作者がいない ⇒ 国へ提出した整備計画の実行が急務、そのためには早急に耕作者を確保し、令和5年度から再生しなければならない

III 中間答申の内容

- 1 国の補助事業で農地整備された社口原地区は、地権者から長野県中間管理機構が借り受け、令和8年末まで(農)池田町ファームで耕作する契約で推移してきたが、この法人から高齢化等の理由から耕作契約解消の申し入れがあったが、この整備事業の計画・採択・実施までの経過から「社口原の耕作再生」が迫られているため、池田町が責任をもって耕作者を確保し、耕作を継続する必要がある。
 - (1) 当協議会は、社口原の課題「耕作に必要な水の確保」は、隣接する小沢から取水し、適量の水の確保が可能かどうか、ももなどの果樹の栽培が最適と判断した。その上に景観に優れる商品作物として、菜の花とひまわりを栽培・搾油し、新法人の冬季労働機会の創出と「花とハーブの里にふさわしい特産品の創生」を提案する。
 - (2) 隣接住民生活への農薬散布の影響については住民説明会を実施した。専門家である長野県果樹試験場の見解を基に、「計画される農薬量の少ない果樹の栽培では、隣接住民生活には今後使用される農薬での影響はほぼ考えられない」との結論に至り、本論に示す果樹栽培計画を提案した。
 - (3) 地権者や(農)池田町ファームから当協議会に『令和5年度以降の耕作はできない』との発言があり、事態は深刻と判断した。結論として、果樹等の耕作をする農業法人を令和5年度に設立する必要がある。
 - (4) 町内の後継者がいない農地の集積、社口原を始め他のほ場に定植する新たなぶどう、もも、りんごは定植から収穫まで5年を要し、現在認定を受けている産地生産基盤パワーアップ事業(1/2 補助)の活用を考慮し、令和5年10月までに定植する。そのためには、令和5年度に法人設立するのが望ましい。
- 2 設立した農業法人は池田町と連携し、農地の集積、高付加価値農産物への取り組みを行い、新規耕作者を含め農業技術の習得や従事者の育成をする。
- 3 過疎化する広津地区など農村集落の支援などを町と連携しながら実行する農業法人とする。
- 4 町内の他の農業法人と連携しスマート農業や機械の効率化に取り組む。

新農業法人の概要

- (1) 資本金 1,000万円(池田町(公社方式念頭)、町内農業者、JA、流通事業者)
- (2) 役員と専門職 代表者は町内農業者、農業技術は長野県等、販売は全農長野等、農地の集約は町職員
- (3) 創設年次 令和5年度当初までに完了 ※内容 経営、営農、収支計画等は答申書本書で示す。

IV 検証と最終答申

1 検証

当協議会は、長野県から長野県農業開発公社、長野県農政部農地整備課、長野県農業試験場、大北地区農業振興推進協議会の代表者と、池田町から議会、農業委員会、地権者の代表者が参加している経過もあり、最終答申に向けて、中間答申の進捗状況の検証と協力のために委員からの要請に基づき会長が会議を招集する。

2 最終答申

令和5年度に農業法人を設立し、社口原への果樹の定植が完了した時期とする。